

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、個人賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」およびゴルファー特別約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
特別約款	ゴルファー特別約款をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のホールインワン・アルバトロス保険金額をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し ^(注) 、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ただし、ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (注) 他の競技者1名以上と同伴し 公式競技の場合は、この要件は適用しません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、施設の利用について料金 ^(注) を徴するものをいいます。 (注) 料金 名目は問いません。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンを除きます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および送付費用をいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
目撃	ア. ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。 イ. アルバトロスの場合 被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が、主催、共催または後援する公式競技をいいます。

同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者、同伴競技者またはゴルフコンペ参加者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。
ゴルフコンペ	同一ゴルフ場で同一日に複数組でゴルフ競技を行うことを被保険者が他の者とあらかじめ約束して行うゴルフ競技をいい、公式競技を除きます。ゴルフ場への届出の有無を問いません。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)または(3)に規定するいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に限り、慣習として次のいずれかの費用（以下「慣習費用」といいます。）を支出することによって被る損害に対して、保険金額を限度に、この特約の規定にしたがい、保険金を支払います。
- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用を除きます。
 - ア. 貨幣、紙幣
 - イ. 有価証券
 - ウ. 商品券等の物品切手
 - エ. プリペイドカード^(注)
 - ② ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用
 - ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用
 - ④ 同伴キャディに対する祝儀
 - ⑤ ①から④まで以外のその他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。
- (2) 次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス
- ① 同伴競技者
 - ② 同伴競技者以外の第三者。ただし、次に掲げる者は除きます。
 - ア. 帯同者
 - イ. ゴルフコンペ参加者
 ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、上記①または②に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- (3) 記録媒体に記録された映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス（以下「ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等」を「達成証明資料」といいます。）
- (注) プリペイドカード
被保険者がホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念して特に作成したものを除きます。

第2条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内において達成されたホールインワンまたはアルバトロスによる損害に対してのみ保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴ

ルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

- ② 被保険者がゴルフ場の使用人^(注)である場合、その被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(注) ゴルフ場の使用人
臨時雇いを含みます。

第4条 (ホールインワン・アルバトロス達成時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 保険契約者または被保険者は、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次表「ホールインワンまたはアルバトロス達成時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

ホールインワンまたはアルバトロス達成時の義務	義務違反の場合の取扱い
① ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所および状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名を、遅滞なく、当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 他の保険契約等の有無および内容 ^(注) について遅滞なく当社に通知すること。	
③ ①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)①の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第5条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	最高支払責任額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がない

ものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 最高支払責任額

支払責任額のうち、最も高額のものをいいます。

第6条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が、この特約の規定にしたがい保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の規定により被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとしす。
- (3) 被保険者がこの特約の規定にしたがい保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠をすべて提出しなければなりません。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、①、③、⑤および⑥の書類のほか、②または④に規定する書類のいずれか一方の書類を提出すれば足ります。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 同伴競技者が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
③ 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
④ 次のいずれかの書類 ア. 第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する同伴競技者以外の第三者 ^(注1) が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 イ. 第1条（保険金を支払う場合）(3)に規定する達成証明資料
⑤ 第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する慣習費用の支払いを証明する領収書
⑥ その他当社が普通保険約款第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注2)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注2)または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、ホールインワンまたはアルバトロスの内容または損害額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、

もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(8) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 同伴競技者以外の第三者

複数名存在する場合にはいずれかの者とします。

(注2) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第7条（保険金支払後の保険契約）

当社が保険金を支払った場合においても、この特約の保険金額は、減額することはありません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（保険料の払込方法）(2)ならびに第17条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中、「生じた事故」とあるのは「達成したホールインワンまたはアルバトロス」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中、「事故の発生前」とあるのは「ホールインワンまたはアルバトロスの達成前」
- ③ 第7条(4)、第8条（通知義務）(4)および(7)ならびに第14条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(2)の規定中、「事故の発生した後」とあるのは「ホールインワンまたはアルバトロスを達成した後」
- ④ 第7条(5)、第8条(4)、(5)および(7)ならびに第14条(2)の規定中、「発生した事故」とあるのは「達成したホールインワンまたはアルバトロス」

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。